経営者のみなさん

後継者は 決まっていますか？

事業承継への取り組みは会社にとって非常に大きな問題ですが、ついつい先送りされがちです。

しかし、**事業承継の準備には、後継者の育成も含めると、5～10年程度を要します。**

経営者の平均引退年齢が70歳前後であることを踏まえると、60歳ごろには事業承継に向けた準備に着手する必要があるといえます。

●事業承継を先送りしてしまう背景　●後継者の育成に必要な期間

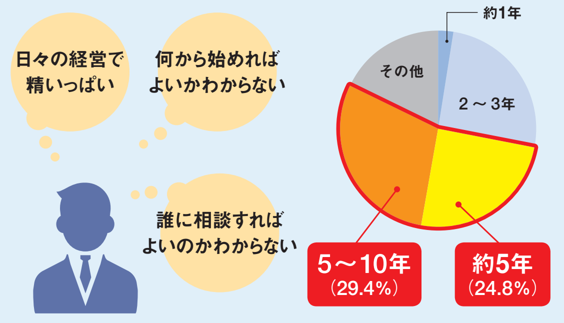

中小企業庁では、

今後10年間を**事業承継支援の集中実施期間**と位置づけ、

事業承継のステップに応じた切れ目のない支援を行います。

STEP 1 承継の準備

事業承継をこれから考える方へ

事業承継に向けた準備は、経営者にとって身近な相談相手である税理士などの専門家、金融機関や商工会・商工会議所などのサポートを得ながら、着実に進めていきましょう。

中小企業庁でも、事業承継診断やよろず支援拠点での無料の専門家派遣を行っているほか、後継者のいない場合には、各都道府県に、M&Aのマッチングを支援する「事業引継ぎ支援センター」を設置しております。

ポイント

☑ 身近な支援機関の体制を強化します。

事業承継診断や、よろず支援拠点での無料の専門家派遣をご活用ください。地域の支援機関が連携して行う「事業承継ネットワーク」でも事業承継診断を行います。

☑ 後継者のいない企業の事業引継ぎを支援します。

M&Aのマッチングを支援する「事業引継ぎ支援センター」にご相談ください。

事業承継診断とは？

担当者からの簡単な質問に答えていくことで、自社の事業承継に向けた準備の状況について把握できます。所要時間は10分程度です。また、自己診断用の診断表もあります。まずは、お近くの支援機関にご相談ください。

支援機関への問い合わせや後継者マッチングのご相談

☑ 各都道府県のよろず支援拠点では、経営全般に関する相談に対応しているほか、無料の専門家派遣を受けることができます。

[よろず支援拠点　都道府県名] 検索

☑ 各都道府県の事業引継ぎ支援センターにて無料でご相談を受け付けております。

➡ 詳細は裏面をご覧ください

STEP 2 承継の実行

事業承継の実行段階にある方へ

事業承継には大きく分けて3つの類型があります。

1. 親族への承継
2. 役員・従業員への承継
3. 社外への引継ぎ（M&Aなど）

事業承継にあたり、自社株式・事業用資産にかかる相続税や贈与税の納税資金をはじめ、事業承継後の安定した経営のためには、さまざまなお金が必要となります。事業承継税制やM&Aを行う際の税制優遇のほか、事業承継時の公的な金融支援の活用をご検討ください。

ポイント

☑ 事業承継税制を抜本拡充します。

相続税や贈与税の納税を猶予する「事業承継税制」について、減免制度の導入、雇用要件の弾力化、猶予割合の100%への引き上げなどにより、より利用しやすい制度になります。

※平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、平成30年1月1日から平成39年12月31日までに実際に承継を行う者が対象です。

☑ M&Aによる承継を税制面でも後押しします。

M&Aを行う際の登録免許税、不動産取得税を軽減します。

☑ 金融支援を拡充します。

承継やM&Aに必要な資金について、公的な信用保証等の支援を行います。

事業承継に関する税制や金融支援

☑ 事業承継税制の適用にあたっては、各都道府県で認定を行っております。

事業承継税制や一部の金融支援の適用にあたっては、「経営承継円滑化法」の認定が必要になります

➡ 詳細は裏面をご覧ください

その他の事業承継に関する税制や金融支援に関しては、各地方の経済産業局や中小企業庁にお問い合わせください。

また、実際の適用にあたっては、税理士などの専門家にご相談ください。

STEP 3 承継後のチャレンジ

事業承継後に新たなチャレンジをする方へ

事業承継を契機として、後継者の方が経営革新や事業転換など、新しいチャレンジをすることで、事業をさらに大きく成長させることができます。中小企業庁では、中小企業の方が、設備投資・販路拡大などの際に活用いただける、事業承継補助金をご用意しております。

ポイント

☑ 事業承継補助金により支援します。

事業承継・世代交代を契機として、経営革新、事業転換などに挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業などに必要な経費を支援します。

補助率 1/2 または 2/3　**補助上限** 150万円～1,200万円

公募期間 平成30年4月27日（金）～6月8日（金）

類型により、補助率や補助上限が異なります。詳しくは中小企業庁のホームページ等をご確認ください。

事業承継に関する補助金

☑ 事業承継補助金に関する情報は随時、中小企業庁のホームページにて掲載をしております。

[中小企業庁] 検索

事業承継補助金に関するお問い合わせ｜**平成29年度補正 事業承継補助金事務局** ☎03-6264-2670（10:00~12:00、13:00~17:00／土日祝を除く）

事業承継に際して、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓などに取り組む場合について、持続化補助金も活用ができます。

☑ 持続化補助金により支援します。

補助率 2/3　**補助上限** 50万円　**公募期間** 平成30年3月9日（金）～5月18日（金）

賃上げや海外展開を行う場合は100万円、複数の事業者が連携した共同事業の場合は500万円が上限となります。

詳細は中小企業庁のホームページをご確認いただくか、お近くの商工会・商工会議所にお問い合わせください。

ダイヤ精機株式会社 諏訪貴子社長

事業承継を円滑に行う一番のポイントは、何より早めに準備を行うことです。私自身は、先代である父の急逝により、突然社長に就任したため、当時は毎日手探り状態でした。

今は行政の支援も充実していますので、うまく活用することで、事業承継の際の負担やリスクを抑えることができると思います。

経営者のみなさまが円滑に事業承継を行い、日本を支える中小企業が次世代に引き継がれることを願っています。

BOOK

町工場の娘

諏訪貴子 著

町工場を営む家の次女として生まれ、32歳の時に先代が急逝、主婦から一転、経営者となった諏訪氏の奮闘記。今ではその経営手法が注目され、全国から見学者が訪れるまでになったが、突然だったからこその「事業承継」の重要性を力説する。

※本書は、NHKドラマ10『マチ工場のオンナ』(主演:内山理名さん)にて原作ドラマ化されました。

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/

本リーフレットは平成30年4月時点の情報に基づいて作成しております。

事業引継ぎ支援センターのお問い合わせ先

各都道府県の事業引継ぎ支援センターでは、事業承継・M&Aに関わる各種ご相談に無料で応じております。実務に精通した専門家が秘密厳守で相談を承りますので、お近くの事業引継ぎ支援センターにお問い合わせください。

北海道	011-222-3111	福井県	0776-33-8283
青森県	017-723-1040	滋賀県	077-511-1503
岩手県	019-601-5079	京都府	075-255-7101
宮城県	022-722-3884	大阪府	06-6944-6257
秋田県	018-883-3551	兵庫県	078-367-2010
山形県	023-647-0663	奈良県	0742-22-0175
福島県	024-954-4163	和歌山県	073-422-1111
茨城県	029-284-1601	鳥取県	0857-20-0072
栃木県	028-612-4338	島根県	0852-33-7501
群馬県	027-265-5040	岡山県	086-286-9708
埼玉県	048-711-6326	広島県	082-555-9993
千葉県	043-305-5272	山口県	083-902-6977
東京都	03-3283-7555	徳島県	088-679-1400
東京都多摩地域	042-595-9510	香川県	087-802-3033
神奈川県	045-633-5061	愛媛県	089-948-8511
新潟県	025-246-0080	高知県	088-802-6002
長野県	026-219-3825	福岡県	092-441-6922
山梨県	055-243-1830	佐賀県	0952-20-0345
静岡県	054-275-1881	長崎県	095-895-7080
愛知県	052-228-7117	熊本県	096-311-5030
岐阜県	058-214-2940	大分県	097-585-5010
三重県	059-253-3154	宮崎県	0985-72-5151
富山県	076-444-5605	鹿児島県	099-225-9533
石川県	076-256-1031	沖縄県	098-941-1690

事業承継税制等のお問い合わせ先

事業承継税制等の適用にあたっては、「経営承継円滑化法」の認定が必要になります。認定にあたって必要な書類の提出や手続きの相談については、主たる事業所が所在している都道府県庁にお問い合わせください。

北海道 経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県 商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府 商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県 商工労働観光部 経営支援課	019-629-5542	大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県 産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
秋田県 産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県 産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県 商工労働部 中小企業振興課	023-630-2354	和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県 商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県 商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県 産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県 商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県 産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県 産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県 産業経済部 商政課	027-226-3339	広島県 商工労働局 経営革新課	082-513-3370
埼玉県 産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県 商工労働部 経営金融課	083-933-3185
千葉県 商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県 商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都 産業労働局 商工部 経営支援課	03-5320-4785	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課(かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2480
新潟県 産業労働観光部 産業政策課 経営支援室	025-280-5235	高知県 商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県 商工労働部 経営支援課	076-444-3248	福岡県 商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県 商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県 産業労働部 経営支援課	0952-25-7182
山梨県 産業労働部 企業立地・支援課	055-223-1541	長崎県 産業労働部 経営支援課	095-895-2616
長野県 産業労働部 産業立地・経営支援課	026-235-7195	熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課(商業分)	096-333-2316
岐阜県 商工労働部 商業・金融課	058-272-8389	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課(企業振興班)	096-333-2319
静岡県 経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県 商工労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県 産業労働部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県 商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県 商工労働水産部 経営金融課	099-286-2944
福井県 産業労働部 産業政策課 小規模企業応援室	0776-20-0367	沖縄県 商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343

経営者のみなさん、後継者はお決まりですか?

円滑な事業承継のための3ステップ